



発行 東京都

目次

104

条 例

- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…二
- 高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（環境局）…二
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都給水条例の一部を改正する条例……………（水道局）…三
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…四
- 東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例……………（東京都消防庁）…四
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六

条例のあらまし

●東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）

一手数料の額等を改定します。

（例）技能検定試験の実技試験における手数料

一七、九〇〇円 ↓ 一八、二〇〇円

二 この条例は、令和元年一〇月一日から施行します。

●高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

一手数料の額を改定するほか、規定を整備します。

（例）高圧ガス製造保安責任者試験手数料

乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験

九、〇〇〇円 ↓ 九、三〇〇円

二 この条例は、令和元年一〇月一日ほかから施行します。

●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五二号）

一 液化石油ガス設備士試験手数料の額を改定するほか、規定を整備します。

二〇、七〇〇円 ↓ 二一、四〇〇円

二 この条例は、令和元年一〇月一日ほかから施行します。

●火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五三号）

一 火薬類保安責任者試験手数料の額を改定します。

一七、〇〇〇円 ↓ 一八、〇〇〇円

二 この条例は、令和元年一〇月一日から施行します。

●電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五四号）

一手数料の額を改定します。

（例）電気工事士免状交付手数料

第一種電気工事士免状

五、九〇〇円 ↓ 六、〇〇〇円

二 この条例は、令和元年一〇月一日から施行します。

●東京都給水条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

一 水道法の一部を改正する法律(平成三〇年法律第九二号)の施行に伴い、都指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する規定を設けるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和元年一〇月一日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第五六号)

一 手数料の額を改定します。

(例) 機械警備業務管理者講習手数料

三八、〇〇〇円 ↓ 三九、〇〇〇円

二 この条例は、令和元年一〇月一日から施行します。

●東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第五七号)

一 手数料の額を改定します。

(例) 甲種危険物取扱者試験手数料

六、五〇〇円 ↓ 六、六〇〇円

二 この条例は、令和元年一〇月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例(条例第五八号)

一 住宅等に係る防火安全対策を推進するため、自動火災報知設備等と連動して行う通報等に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和二年四月一日ほかから施行します。

●特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(条例第五九号)

一 特別区の消防団員の欠格事由に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、同表二の項及び三の項中「八千円」を「八千五百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十一号

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表十四の項中「九千円」を「九千三百円」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「八千五百円」を「八千八百円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同表十五の項中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千五百円」を「七千四百円」に、「六千円」

を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表十四の項の改正規定（「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める部分に限る。）は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表二十の項中「二万七千円」を「二万一千四百円」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「二万二千円」を「二万九千円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める部分は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図る

ための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十三号

火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表十一の項中「一万七千円」を「一万八千円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十四号

電気工事士法関係手数料条例の一部を改正する条例

電気工事士法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表二の項中「二千六百元」を「二千七百元」に改め、同表三の項中「二千元」を「二千円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

東京都給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十五号

東京都給水条例の一部を改正する条例

東京都給水条例(昭和三十三年東京都条例第四十一号)の一部を次のように改正する。
第六条に次の一項を加える。

3 第一項の指定は、法第二十五条の三の二第一項の規定により五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第六条の二第一項中「都指定給水装置工事事業者は、管理者に」を「管理者は、前条第一項の指定又は同条第三項の指定の更新がされたときは、都指定給水装置工事事業者に、」に、「の交付を申請することができる」を「を交付する」に改める。

第六条の三第一項及び第二項並びに第十三条第二項第一号中「第五条」を「第六条」に改める。

第二十九条第一項ただし書中「もの」の下に「、第五号に掲げる申込者」を加え、同項第一号中「一万三百円」を「九千四百円」に改め、同項第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第六条の二第一項又は第二項の指定事業者証の交付又は」を「第六条の二第二項の指定事業者証の」に、「二千二百円」を「二千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第六条第三項の指定の更新を申請する者 一件につき九千四百円

第三十二条第一号中「第五条」を「第六条」に改め、同条第四号中「及び第八号から第十二号まで」を「、第六号及び第九号から第十三号まで」に改める。

第三十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第五条第六号」を「第六条第六号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都給水条例第六条第一項の指定を受けている都指定給水装置工事事業者の施行日後の最初のこの条例による改正後の東京都給水条例第六条第三項の指定の更新については、同項中「五年ごと」とあるのは、「東京都給水条例の一部を改正する条例(令和元年東京都条例第五十五号)の施行の日の前日から起算して五年(当該指定を受けた日が、平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間である場合にあつては一年、平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間である場合にあつては二年、平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間である場合にあつては三年、平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間である場合にあつては四年)を経過する日まで」とする。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。
令和元年九月二十六日
東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十六号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 三の項(イ)中「三万八千円」を「三万九千円」に改め、同表八の項(イ)中「八千六百円」を「八千七百円」に改め、同項(七)及び(六)中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表九の項(三)中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同項(五)中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同項(四)中「九千七百円」を「九千八百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十七号

東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都消防関係手数料条例(平成十二年東京都条例第百号)の一部を次のように改正する。

別表二十の項イ中「六千五百円」を「六千六百円」に改め、同項ロ中「四千五百円」を「四千六百円」に改め、同項ハ中「三千六百円」を「三千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十八号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「延面積」を「延べ面積」に改め、同条第三項中「または」を「又は」に、「延面積」を「延べ面積」に、「見とおす」を「見通す」に改め、同条第六項中「平成二十年総務省令第百五十六号」の下に「。第五十五条の五の四において

「特定小規模施設省令」という。」を、「平成二十二年総務省令第七号」の下に「。第五十五条の五の四において「複合型居住施設省令」という。」を加える。

第五十五条の五の四第二項第一号中「作動時間が六十秒以内」を「種別が一種」に改め、同項中第七号を第八号とし、同項第六号中「複合型居住施設における必要とされる

防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十二年総務省令第七号)」を「複合型居住施設省令」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に

次の一号を加える。

六 設置維持義務部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設省令第

三條第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第六十一条の二中「行い、又は行わせようとする」を「行う」に改め、同条第三号を削り、同条の次に次の七条を加える。

(代理通報事業者の責務等)

第六十一条の二の二 防火対象物に設置された自動火災報知設備等の作動と連動して送信される信号又はボタンを押すこと等の一つの操作で防火対象物から送信される信号を受けた者が現場を確認することなく行う通報(以下「代理通報」という。)を業として行う者(以下「代理通報事業者」という。)は、社会的責任を自覚し、代理通報を適正に行うよう努めなければならない。

2 消防総監は、代理通報事業者に対し、代理通報を適正に行うために必要な指導及び助言をすることができる。

(代理通報事業者の認定等)

第六十一条の二の三 代理通報事業者で消防総監が定める基準(以下「代理通報事業者認定基準」という。)に適合しているものは、消防総監が定める通報の区分ごとに消防総監の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、消防総監が定めるところにより消防総監に申請しなければならない。

3 消防総監は、前項の規定による申請があつた場合においては、当該申請に係る代理通報事業者が、代理通報事業者認定基準に適合しているかどうかについて審査及び検査を行い、当該代理通報事業者が代理通報事業者認定基準に適合していると認めるときは、当該代理通報事業者を東京消防庁認定通報事業者として認定するものとする。

4 消防総監は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、消防総監が定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

5 消防総監は、第三項の規定により認定をした場合においては、消防総監が定めるところにより、その旨を公表するものとする。

6 消防総監は、代理通報事業者認定基準を公表するものとする。
(東京消防庁認定通報事業者の遵守事項)

第六十一条の二の四 前条第三項の規定による認定を受けた代理通報事業者（以下「東京消防庁認定通報事業者」という。）は、代理通報の業務の適正な履行のために、消防総監が定める事項を遵守しなければならない。

（認定の失効）
第六十一条の二の五 東京消防庁認定通報事業者が、当該認定を受けてから三年が経過したときは、当該認定は、その効力を失う。

（変更の届出）
第六十一条の二の六 東京消防庁認定通報事業者は、第六十一条の二の三第二項の規定による申請に係る事項について変更があつたときは、速やかにその旨を消防総監が定めるところにより消防総監に届け出なければならない。当該認定に係る代理通報の業務を廃止したときも同様とする。

（認定の取消し）
第六十一条の二の七 消防総監は、東京消防庁認定通報事業者について、消防総監が定める基準に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

2 消防総監は、前項の規定による取消しをしたときは、消防総監が定めるところにより、その旨を当該取消しを受けた代理通報事業者に通知しなければならない。

3 消防総監は、第一項の規定により認定を取り消した場合においては、消防総監が定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（報告等及び調査）

第六十一条の二の八 消防総監は、東京消防庁認定通報事業者に対し、その代理通報の業務の適正な履行を確保するために必要な限度において、業務内容に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合において、消防総監が特に必要と認めるときは、消防職員をして、事業所、事務所その他事業に係る場所（次項において「事業所等」という。）に立ち入り、業務内容に関し調査を行わせることができる。

3 消防職員は、前項の規定により事業所等に立ち入るときは、消防総監が定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し

てはならない。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四十一条及び第五十五条の五の四の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の火災予防条例第六十一条の二の三に規定する代理通報事業者の認定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（承認の失効）

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の火災予防条例第六十一条の二三号に規定する通報の承認を得ている者の当該承認は、施行日の前日限り、その効力を失うものとする。

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年九月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十九号

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を削り、同条第二号中「禁鋼」を「禁錮」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001
定 価

一筒月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

